破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第１８５号
仙台市若林区大和町２丁目６番43号　フルーチェモリヤ103、従前の住所仙台市太白区茂庭字人来田西46番地の６
破産者　後藤　　勝
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２５号
さいたま市中央区桜丘２丁目４番19号
破産者　小林　　亘
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０５号
さいたま市南区曲本４丁目７番11号　205
破産者　和田　里美
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４１号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目18番３号　コーポサンリバー宮戸207号室
破産者　林　　将之
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４７号
埼玉県蓮田市馬込５丁目336番地　グランデュール栗原Ａ―101号
破産者　番場　莉穂
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
岐阜県大垣市墨俣町二ツ木字村北63番地１
アーバンハウスⅡ102号室、住民票上の住所
岐阜県瑞穂市馬場493番地１
破産者　大和　秀幸
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
広島市安佐北区可部南１丁目27番２―１号
破産者　西本　　太
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８２号
広島市安佐南区西原９丁目20番11―305号
破産者　ｎｉｎｅ―ｇｒａｍこと　野﨑　剛史
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８号
福岡市博多区板付４丁目13番２―309号
破産者　呉万栄こと　吴　　万栄
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２９３号
岩手県花巻市東町６番２号
破産者　伊藤正二郎
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４１号
栃木県小山市大字神鳥谷173番地１
破産者　小林　泰人
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２００号
栃木県小山市大字神鳥谷173番地１
破産者　小林　克成
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３１５号
群馬県前橋市高花台２―10　ＲＩ―304号、住民票上の住所群馬県前橋市高花台１丁目23番地３
破産者　柴田　一久
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第６２６号
神奈川県鎌倉市材木座２丁目６番22号　ＰＨＰハイツ２―６、前住所神奈川県鎌倉市岩瀬683番地
破産者　戸田　祐之
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７９７号
横浜市磯子区岡村８丁目８番10号
破産者　大島　誠之
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７９８号
横浜市磯子区岡村８丁目８番10号
破産者　大島美和子
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７９号
新潟市東区末広町４番９号
破産者　坂井　里菜
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９３号
新潟市中央区女池上山４丁目15番11―510号、前住所新潟市中央区女池５丁目１番28号　ラポール菜の花館Ｂ―301
破産者　加藤　　昇
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部